

10 介護給付適正化の取組状況（令和2年度）

保険者名	★要介護認定の適正化						★ケアプランの点検						
	訪問調査件数			認定調査完全直営 (全て100%)	委託調査の 事後点検	ケアプラン 点検実施 件数	実施方法 (※1)	点検実施者 ・直営(事務職) ・直営(専門職) ・外部委託等	厚労省 ケアプラン 点検支援 マニュアル を活用	国保連 介護給付適 正化システム を活用	府介護支援 専門員会 京都市ガイド ラインを活用		
	新規認定の 訪問調査 件数	更新認定の 訪問調査 件数	変更認定の 訪問調査 件数										
1 京都市	○	21,711	25,546			○	○	175	書面・WEB	直営(専門職)	○	○	○
2 福知山市	○	1,068	1,063	460		○							
3 舞鶴市	○	1,359	1,095	466		○	○	72	事前・書面	直営(専門職)	○		
4 綾部市	○	585	1,385	223		○							
5 宇治市	○	2,923	1,449	987		○	○	56	事前・訪問	直営(事務職)	○		○
6 宮津市	○	428	630	176	○								
7 亀岡市	○	1,301	1,674	363		○	○	18	事前・訪問	・直営(専門職) ・外部委託	○		
8 城陽市	○	1,410	999	239		○	○	(コロナによる 中止)	当日・訪問	直営(事務職)	○		
9 向日市	○	678	748	227		○							
10 長岡京市	○	1,358	1,767	597		○	○	10	事前・面談	直営(事務職)			○
11 八幡市	○	1,242	1,152	271		○	○	25	事前・書面	・直営(専門職) ・外部委託等	○	○	
12 京田辺市	○	630	764	338		○	○	3	事前・面談	直営(事務職)	○		
13 京丹後市	○	929	2,103	390	○		○	18	事前・書面	直営(事務職)	○		○
14 南丹市	○	606	739	227		○	○	10	事前・面談	・直営(事務職) ・外部委託等			○
15 木津川市	○	834	737	316		○	○	666	その他	外部委託 (包括支援センター)			
16 大山崎町	○	197	174	59		○	○	58	事前・書面 事前・訪問	直営(事務職)	○		
17 久御山町	○	295	178	91		○	○	35	事前・書面	直営(事務職)			
18 井手町	○	117	99	45		○							
19 宇治田原町	○	128	91	46	○								
20 笠置町	○	28	27	10	○								
21 和束町	○	87	121	30		○							
22 精華町	○	372	483	99		○							
23 南山村	○	48	67	15	○								
24 京丹波町	○	237	498	97		○	○	61	事前・書面	直営(事務職)			○
25 伊根町	○	54	61	29		○							
26 与謝野町	○	413	409	153		○	○	8	事前・書面	・直営(事務職) ・直営(専門職)			○
計	26				5	21	15						
実施率	100.00				19.23	100.00	57.69						

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

保険者名	★住宅改修・福祉用具													
	住宅改修の点検								福祉用具の点検					
	写真等による確認		利用者宅への訪問調査		リハビリテーション専門職の関与 (※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	購入調査	調査実施件数	貸与調査	調査実施件数	リハビリテーション専門職の関与 (※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)		
	施工前	施工後	施工前	施工後										
1 京都市	○	○	6,927	6,927	11	1	ア	その他 (建築専門職)	○	7,968	○	1	ア	・府地域リハセン(コーディネーター)・ 市リハセン・三療法士会
2 福知山市	○	○	290	264			イ	市町村職員					イ	市町村職員
3 舞鶴市	○	○	400	400	21	21								
4 綾部市	○	○	162	162										
5 宇治市	○	○	920	920	1	1	ア	その他(建築専門職)						
6 宮津市	○	○	109	109										
7 亀岡市	○	○	471	471			ア	市町村職員					ウ	市町村職員
8 城陽市	○	○	390	390										
9 向日市	○	○	228	228										
10 長岡京市	○	○	408	408	220	220	イ	市町村職員	○	176			イ	市町村職員
11 八幡市	○	○	381	381										
12 京田辺市	○	○	279	258			ア	市町村職員						
13 京丹後市	○	○	340	301	2				○	1	○	12		
14 南丹市	○	○	162	162					○	6	○	42		
15 木津川市	○	○	283	283										
16 大山崎町	○	○	70	70		1			○	58	○	19		
17 久御山町	○	○	77	77										
18 井手町	○	○	41	41	0	0								
19 宇治田原町	○	○	43	43										
20 笠置町	○	○			8	8	イ	医療機関	○	15	○	3	イ	医療機関
21 和束町	○	○	21	21										
22 精華町	○	○	124	124										
23 南山城村	○	○	27	27					○	25				
24 京丹波町	○	○	62	62			イ	医療機関・事業所等	○	3			ウ	地域リハセン
25 伊根町	○	○	14	14	7	4	ア・イ	市町村職員	○	3	○	10	イ・ウ	市町村職員
26 与謝野町	○	○	133	133	36	30	ア・イ	市町村職員	○	14	○	5		市町村職員
計	26	26							9		7			
実施率	100.00	100.00							34.62		26.92			

保険者名	★医療情報との突合・縦覧点検															☆給付実績等の活用		
	医療情報との突合		縦覧点検													給付実績の活用 (医療情報との突合・縦覧点検を除く)	民間システム等の活用	活用方法
	突合実施件数	点検実施件数																
		①居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	②重複請求一覧表	③算定期間回数制限チェック一覧表	④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表	⑤要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表	⑥入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表	⑦居宅介護支援再請求等状況一覧表	⑧月途中要介護状態変更受給者一覧表	⑨軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表	⑩独自報酬算定事業所一覧表	合計 (帳票1～10)						
1 京都市	○	○	18,166	○	3,023	3,581	14,543	7,530	2,938	36,842	5,959	9,380	61,649	14	145,459	○	○	不正等の疑義のある事業所の給付実績を抽出し、内容の確認を行う
2 福知山市	○	○	663	○	61	164	487	281							993			
3 舞鶴市	○	○	666	○	39	76	718	521							1,354	○	○	ケアプラン点検や事業所実地指導時にトリトンモニターを活用
4 綾部市	○	○	587	○	8	134	418	235	145				428		1,368			
5 宇治市	○	○	2,036	○	257	259	1,342	925						23	2,783			
6 宮津市	○	○	222	○	24	96	227	152							499			
7 亀岡市	○	○	1,002	○	80	54	703	396	179	2,063	42	359	4,503	0	8,379	○	○	トリトンモニターを事業所指導時に活用
8 城陽市	○	○	821	○	97	114	572	423					3,796		5,002			
9 向日市	○	○	590	○	72	34	397	241							744			
10 長岡京市	○	○	833	○	15	140	828	378	36	1,896	27	267	8,214		11,801			
11 八幡市	○	○	857	○	76	96	843	280							1,295			
12 京田辺市	○	○	799	○	97	149	421	204							871	○	○	トリトンモニターを事業所指導時に活用
13 京丹後市	○	○	879	○	64	160	932	355					854		2,365			
14 南丹市	○	○	678	○	27	80	367	216	269	1,410	15	282	945		3,611	○	○	介護支援専門員にヒアリングシートを送付している
15 木津川市	○	○	549	○	138	44	363	237	238	1,019	62	324	2,057		4,482			
16 大山崎町	○	○	249	○	33	12	310	90	96	562	9	78	1,314	0	2,504			
17 久御山町	○	○	183	○	26	41	108	92	20	374	5	91	1,911		2,668	○	○	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリングシートにより介護支援専門員へ確認
18 井手町	○	○	99	○	5	29	37	49	2	56	1	5	302	0	486	○	○	給付実績と認定調査等のデータを組み合わせ給付費の適正化をはかる
19 宇治田原町	○	○	112	○	15	5	51	39							110			
20 笠置町	○	○	25	○	4	2	6	15	3	18	1	6	53		108			
21 和束町	○	○	37	○	7	7	42	33							89			
22 精華町	○	○	320	○	59	50	156	107							372			
23 南山城村	○	○	26	○	4	4	6	9	3	11	2	4	11		54			
24 京丹波町	○	○	380	○	8	73	185	72	119				756		1,213	○	○	トリトンモニター(給付実績データと認定データを突合し、ケアプラン等の内容について確認を行う)
25 伊根町	○	○	23	○	0	5	3	34	0	56	3	11	82		194			
26 与謝野町	○	○	244	○	18	24	150	162	12	1,120	21	182	818		2,507			
計	26	26		26											8	8		
実施率	100.00	100.00		100.00											30.77	30.77		

保険者名	★介護給付費通知				適正化主要5事業実施状況	
	発送頻度	通知対象サービス(※3)	通知する上での工夫	実施事業数	実施率	
1 京都市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
2 福知山市				3	60.0%	
3 舞鶴市				4	80.0%	
4 綾部市				3	60.0%	
5 宇治市				4	80.0%	
6 宮津市				3	60.0%	
7 亀岡市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
8 城陽市				4	80.0%	
9 向日市				3	60.0%	
10 長岡京市				4	80.0%	
11 八幡市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
12 京田辺市	○	年2回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
13 京丹後市				4	80.0%	
14 南丹市				4	80.0%	
15 木津川市				4	80.0%	
16 大山崎町				4	80.0%	
17 久御山町				4	80.0%	
18 井手町				3	60.0%	
19 宇治田原町				3	60.0%	
20 笠置町				3	60.0%	
21 和束町				3	60.0%	
22 精華町	○	年1回	居宅・施設・地密	4	80.0%	
23 南山城村				3	60.0%	
24 京丹波町				4	80.0%	
25 伊根町				3	60.0%	
26 与謝野町				4	80.0%	
計	5			平均	3.8	75.4%
実施率	19.23					

(※1)
★ケアプランの点検
実施方法

1. 事前にケアプランの提出を求め、役所(役場)で書面のみ実施。
→【事前・書面】
2. 事前にケアプランの提出を求め、後日、役所(役場)で面談により実施。
→【事前・面談】
3. 事前にケアプランの提出を求め後日保険者が事業所を訪問して実施。
→【事前・訪問】
4. 保険者が事業所を訪問し当日、ケアプランの提出を求め、実施。
→【当日・訪問】
5. その他
→【その他】

(※3)
★介護給付費通知
通知対象サービス

1. 居宅サービスのみ→【居宅】
2. 施設サービスのみ→【施設】
3. 地域密着型サービスのみ→【地密】
4. 居宅サービス及び施設サービス
→【居宅・施設】
5. 居宅サービス及び地域密着型サービス→【居宅・地密】
6. 施設サービス及び地域密着型サービス→【施設・地密】

(※2)
★住宅改修・福祉用具
ア〜ウの該当している項目名を表記。

■住宅改修利用へのリハ職等の関与
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。

- ・(ア) 被保険者から抽出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある
- ・(イ) 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある

■福祉用具利用へのリハ職等の関与
福祉用具の利用に関し、リハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。

- ・(ア) 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う
- ・(イ) 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成の時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある
- ・(ウ) 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある